

平成 22 年 11 月 16 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市特別職報酬等審議会
会 長 金 児 暁 嗣

大阪市会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の額について（答申）

平成 22 年 10 月 28 日、本審議会に対し諮問のあった標記について、次のとおり答申します。

記

平成 22 年 10 月 28 日に、大阪市長から「大阪市会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の額について」の諮問を受けました。

大阪市における特別職の職務は、政令指定都市特有の広汎な活動分野に加え、都市機能の複雑化、高度化に対応するため専門的なものとなっており、その職責は非常に重いものがありますが、今般、特別職を含め大阪市職員を取り巻く状況は非常に厳しく、大阪市政に対する市民の関心も高くなっているところです。

特別職の報酬等の額については、平成18年1月の前回改定以降、毎年、諮問を受け、審議を行ってききましたが、昨年度においては、「今日的な厳しい社会経済情勢であるものの、大阪市の特別職の果たすべき職責の重大さや、平成18年に報酬等の減額改定が行なわれている状況、並びに現在、自主的に報酬等の減額が行なわれていることなどを総合的に勘案し、報酬等の額について現行額のまま据置とすることが適当である」との答申を行い、現在に至っております。

本審議会としては、諮問に基づき、特別職の報酬等については、その職責に見合ったものとなるよう考慮するべきであるという基本認識のもと、客観的な情勢を勘案し、慎重に検討を行いました。

本年、審議会においては、大阪市一般職の職員の平成18年度からの給与改定率の累計が、3.10%となっていることや、消費者物価指数においては、平成17年を100とした場合、平成22年については、全国並びに大阪市の平均値は下落傾向の状況にあること、また、大阪市においては、市政改革を推進され、人件費の縮減に努めるなど、経費削減の取り組みを進められていますが、市税収入が大幅に減少する一方、生活保護費などの扶助費が増加しているという、極めて厳しい財政状況にあるといった点についても考慮する必要があること等を勘案し、議論を行いました。

また、特別職の報酬等については、「主に消費者物価指数の上昇、あるいは下落のみを考慮するのではなく、本市一般職員の給与改定の状況等も踏まえて改定していること」や、「他都市との比較において、特別職の報酬等については、制度上の額が最高位に位置する一方で、本市一般職の平均給料月額においては、給料減額を含めると最下位にある」ことなどが報告され、さらに、「多額の市債残高を抱える大阪市において、将来に財務リスクを残す点などを考慮すると、特別職の報酬等が、政令指定都市の中で、最上位に位置することが適当なのか」との意見もあり、加えて、平成21年度から大阪市一般職の職員の給料減額措置が継続されている中、前回改定以降、平成18年度から平成22年度までの給与改定率の累計に、平成22年度の減額措置による公民格差の影響率、3.30%を加えると、概ね、6.3%の減額率となる状況にあることも報告されました。

こうしたことから、「大阪市会議員の報酬並びに大阪市長、副市長の給料の額」については、その職責の重大さを考慮しながらも、今日の厳しい社会経済情勢との均衡を図る必要があることや、前回の改定以降、約5年が経過している状況等を総合的に勘案し、以下のとおり、速やかに5%程度を目安に減額改定を行うことが適当であるとの結論に達しました。

1 報酬月額及び給料月額

(1) 市会議長	報酬月額	1,200,000 円
(2) 市会副議長	報酬月額	1,060,000 円
(3) 市会議員	報酬月額	970,000 円
(4) 市長	給料月額	1,420,000 円
(5) 副市長	給料月額	1,130,000 円

なお、常任委員長及び副委員長の報酬月額は、常任委員長については、1,010,000 円、副委員長については、990,000 円とすることが適当である。

2 実施時期

改定の時期については、この報酬等の改定に関する条例が公布された日の属する月の翌月とするのが妥当と考える。

(参考資料)

特別職区分	現行の報酬 (給料)月額	答申額	改定額	改定率
市会議長	1,260,000円	1,200,000円	60,000円	4.76%
市会副議長	1,120,000円	1,060,000円	60,000円	5.36%
市会議員	1,020,000円	970,000円	50,000円	4.90%
市長	1,500,000円	1,420,000円	80,000円	5.33%
副市長	1,190,000円	1,130,000円	60,000円	5.04%
市会常任委員長	1,060,000円	1,010,000円	50,000円	4.72%
市会常任副委員長	1,040,000円	990,000円	50,000円	4.81%

1 現行の報酬(給料)月額は、平成18年1月1日から適用。

2 市会議長、副議長、議員、常任委員長、副委員長については、平成21年4月から平成23年4月までの期間、5%を減額、また、市長、副市長については、平成20年2月から平成23年12月までの期間、10%を減額。